

安全衛生推進者養成講習のご案内

西尾労働基準協会

愛知労働局長登録番号 第30号(登録期限 2025年2月17日)

〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F

TEL 0563-56-0244

FAX 0563-56-0244

労働安全衛生法第12条の2において、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生水準の向上を図るため、安全衛生推進者を選任することが義務付けられております。

当協会においては、この法律に基づき、標記講習を下記の要領で実施いたしますので、貴社で該当の方は是非受講されますようご案内申し上げます。

対象業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

記

1 日 時 : 2025年1月23日(木)・24日(金) 9:30 ~ 16:30

2 場 所 : 西尾市文化会館

3 定 員 : 40名(定員になり次第締切ります)

4 会 費 : 会 員 17,430円
非会員 22,430円 (テキスト代・消費税含む)

昼食は各自でご準備くださいますようお願いいたします

5 申 込 方 法 : 別に定める申込書に所定事項を記入し、受講日2週間前までに西尾労働基準協会へ郵送又はFAXでお申込みください。
尚、講習実施7日前までに取消し連絡のない場合、会費の返却はいたしません。
申込書は西尾労働基準協会ホームページからも取り出せます。

6 修了証の交付 : 全課程を修了した方には修了証を、事業所には修了証明書を交付します。

7 持 ち 物 : 受講票 ・ 筆記用具 ・ マスク(任意)

8 講習日程：

第 1 日	第 2 日
<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令 (2H) ・作業環境管理及び作業管理 (2H) ・健康の保持増進 (1H) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 (2H) ・安全衛生教育 (1H) ・危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等 (2H)

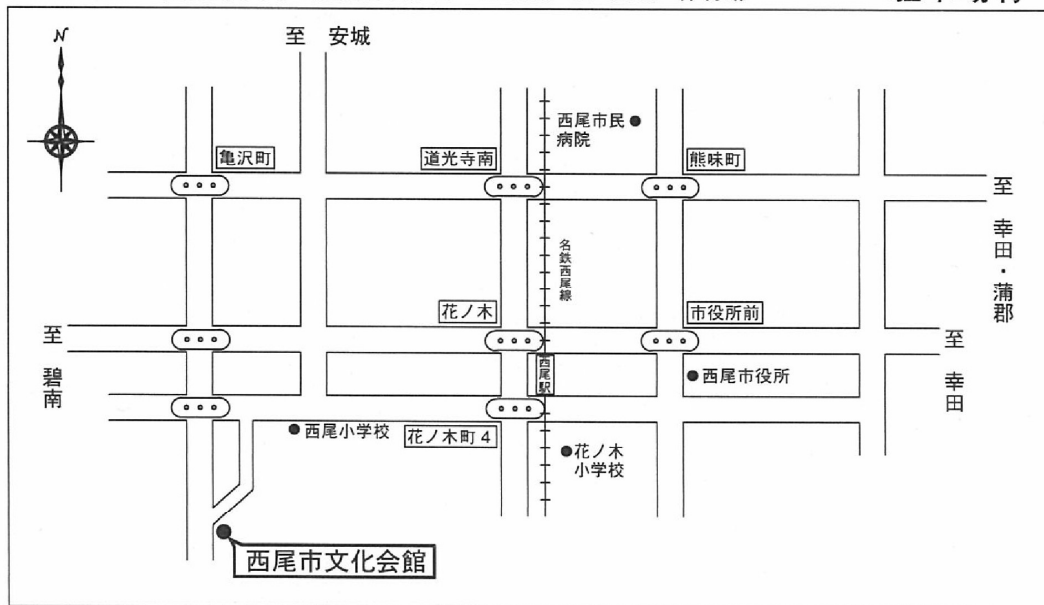
* カリキュラムは講師その他の都合で変更する場合があります。

9 会場地図

西尾市文化会館

〒445-0877 西尾市山下町泡原30番地 TEL0563-54-5855 (代表)

駐車場有



●名鉄西尾駅から徒歩20分

●くるりんバス市街地線・右まわりコースで12分